

○忍野村商工業振興資金等利子補給金交付要綱

平成23年4月1日

告示第24号

改正 平成26年8月26日告示第56号

平成27年3月30日告示第20号

平成28年3月30日訓令第1号

平成28年12月28日告示第112号

平成30年1月15日告示第2号

平成31年2月4日告示第11号

令和2年3月13日告示第16号

令和2年3月25日告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱、小規模事業者経営改善資金融資制度要綱、商工貯蓄共済融資あっせん要綱及び商工会・商工会議所会員融資制度要綱(以下「県要綱等」という。)に基づき、村内商工業者が経営安定のため対象となる資金融資の貸付けを受けた法人又は個人(以下「借受人」という。)に対し、当該資金の利子補給をすることにより商工業の振興を図ることを目的とする。

(対象資金)

第2条 利子補給対象となるものは、県要綱等で定める資金のうち、次に該当するものとする。

- (1) 平成20年11月1日以降に融資が実行されたもの
- (2) 山梨県商工業振興資金融資においては、南都留中部商工会の診査書を要するもの
- (3) 小規模事業者経営改善資金融資、商工貯蓄共済融資、商工会・商工会議所会員融資においては、南都留中部商工会が推薦又はあっせんしたもの
- (4) 資金使途が生活資金及び借換え資金を含まないもの

(交付対象)

第3条 利子補給金の交付対象は、前条に規定する資金の借受人で、次に該当する者とする。

- (1) 村内に納税住所を有する法人及び個人、かつ、1年以上の営業実績を有する者
- (2) 村税を完納している者。ただし、法人については、その代表者についても完納していること。(分納者は要相談)

(利子補給額)

第4条 利子補給額は、第2条に定める資金のそれぞれにおいて算出した利子の額(延滞金等に

係る利子を除く)の30パーセントとする。

- 2 利子補給金額の計算の対象期間は、第6条第3項に規定する申請期間の属する年の前年11月1日から申請期間の属する年の10月31日までの期間とする。
- 3 同一の借受人に対する利子補給限度額については、年額10万円を上限とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給の期間は融資実行日の属する月から5年以内とし、それを超える期間については利子補給は行わない。

(利子補給金の申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする借受人は、次に掲げる書類を、村長に提出しなければならない。

- (1) 商工業振興資金等利子補給金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 金融機関が発行する元利償還証明書又はこれに類する書類
 - (3) 村税完納証明書
 - (4) 金融機関と締結した金銭消費貸借契約証書又はこれに類する書類の写し
 - (5) 借入申込書等
 - (6) その他村長が必要と認める書類
- 2 前項の申請に当たって、継続の場合は、前項第1号から第3号まで及び第6号に定める書類とする。
 - 3 利子補給金の申請期間は、11月1日から11月30日までとする。

(利子補給金の決定及び交付)

第7条 村長は、前条の申請を受理したときは、内容審査の上、利子補給金の交付決定をし、商工業振興資金等利子補給金交付決定通知書(様式第2号)を当該借受人に交付するものとする。

- 2 村長は、利子補給金の交付が決定した借受人に対して、3月末日までに利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金交付の取消し及び返還)

第8条 村長は、利子補給金の交付決定を受け、又は補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取り消し、若しくは中断し、又は補給金の全額若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。

(2) この要綱に基づいて提出した書類に虚偽の事項を記載したとき。

(3) 第3条の要件を満たさなくなったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(利子補給率の特例)

2 平成29年3月31日までの間における第4条第1項の適用については、同条同項中「30パーセント」とあるのは「70パーセント」と、様式第1号中「

1 申請利子補給金額	円(3の額の30%)
------------	------------

」とあるのは「

1 申請利子補給金額	円(3の額の70%)
------------	------------

」とする。

(利子補給率の特例)

3 平成30年3月31日までの間における第4条第1項の適用については、同条同項中「30パーセント」とあるのは、「70パーセント」と読み替える。

(利子補給率の特例)

4 平成31年3月31日までの間における第4条第1項の適用については、同条同項中「30パーセント」とあるのは、「70パーセント」と読み替える。

(利子補給率の特例)

5 平成32年3月31日までの間における第4条第1項の適用については、同条同項中「30パーセント」とあるのは、「70パーセント」と読み替える。

(利子補給率の特例)

6 令和3年3月31日までの間における第4条第1項の適用については、同条同項中「30パーセント」とあるのは、「70パーセント」と読み替える。

(経過措置)

7 改正後の第4条第3項の規定については、平成29年度以後の利子補給額について適用し、平成28年度以前については、なお従前の例による。

附 則(平成27年告示第20号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第1号)

この訓令は、平成28年3月30日から施行する。

附 則(平成28年告示第112号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第2号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第11号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第16号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第18号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。